

次期障害者計画策定に向けて

**「第4次堺市障害者長期計画」及び
「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」に
代わる次期障害者計画の策定に向けて**

令和4年8月
堺市障害施策推進課

本市における障害者児の施策の推進に係る計画①

第4次堺市障害者長期計画

【基本理念】

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

「第3次堺市障害者長期計画」の基本理念を継承

【計画の性格】

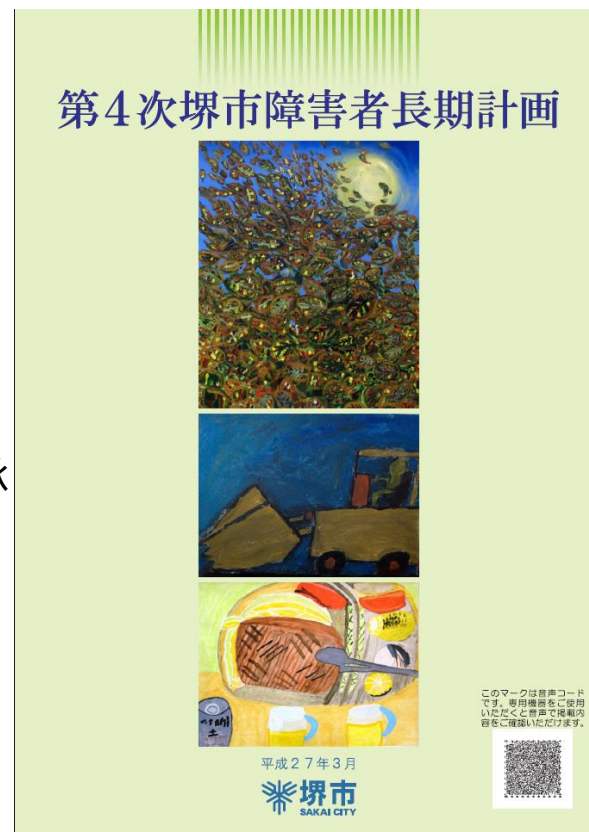
障害者施策の推進にあたっての基本理念・基本目標等を示すもの

【計画期間】

平成27（2015）年度から令和5（2023）年度までの9年間

【基本方針】

- 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重
- ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開
- 社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり



本市における障害者児の施策の推進に係る計画②

第6期堺市障害福祉計画・ 第2期堺市障害児福祉計画

【基本理念】

障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

「第4次堺市障害者長期計画」の基本理念と同じ

【計画の性格】

障害福祉サービス等の提供とその確保に向けた取組等を定めるもの

【計画期間】

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間

【基本方針】

- 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重
- ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開
- 社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会の実現

第6期堺市障害福祉計画
第2期堺市障害児福祉計画
【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】



このマークは音声コードです。専用機器やスマートフォンアプリ（「Uni-Voice」(iOS版/Android版)又は「Uni-Voice Blind」(iOS版)）で読み取ることで、掲載内容を音声でご確認いただけます。



計画策定専門部会の設置

- ① 第4次堺市障害者長期計画 （以下、「長期計画」という。）
- ② 第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画
（以下、「福祉計画」という。）

いずれの計画も、令和5年度にその計画期間の終期を迎える



現行の計画にかわる、新しい計画の策定が必要



計画策定専門部会を設置し、計画案への具体的な審議を実施

新しい計画（次期障害者計画）策定に向けた変更①

○ 一体的な計画の策定

- 長期計画は、障害施策の推進にあたっての基本理念・基本目標等を示し、今後の障害施策の指針とするもの
- 福祉計画は、障害福祉サービス等の提供とその確保に向けた取組等を設定するもの
- 長期計画と福祉計画は、それぞれ調和を図りながらも、別々に策定している



現行の計画に代わる新しい計画は、一体的な計画として策定



共通した「基本理念」のもと、障害施策を一体的に推進

新しい計画（次期障害者計画）策定に向けた変更②

○ 計画期間の変更

- 障害者数の増加等にともない、制度やニーズが変化・多様化している
- 本市の上位・関連計画は、その計画期間を5年間あるいは6年間としている



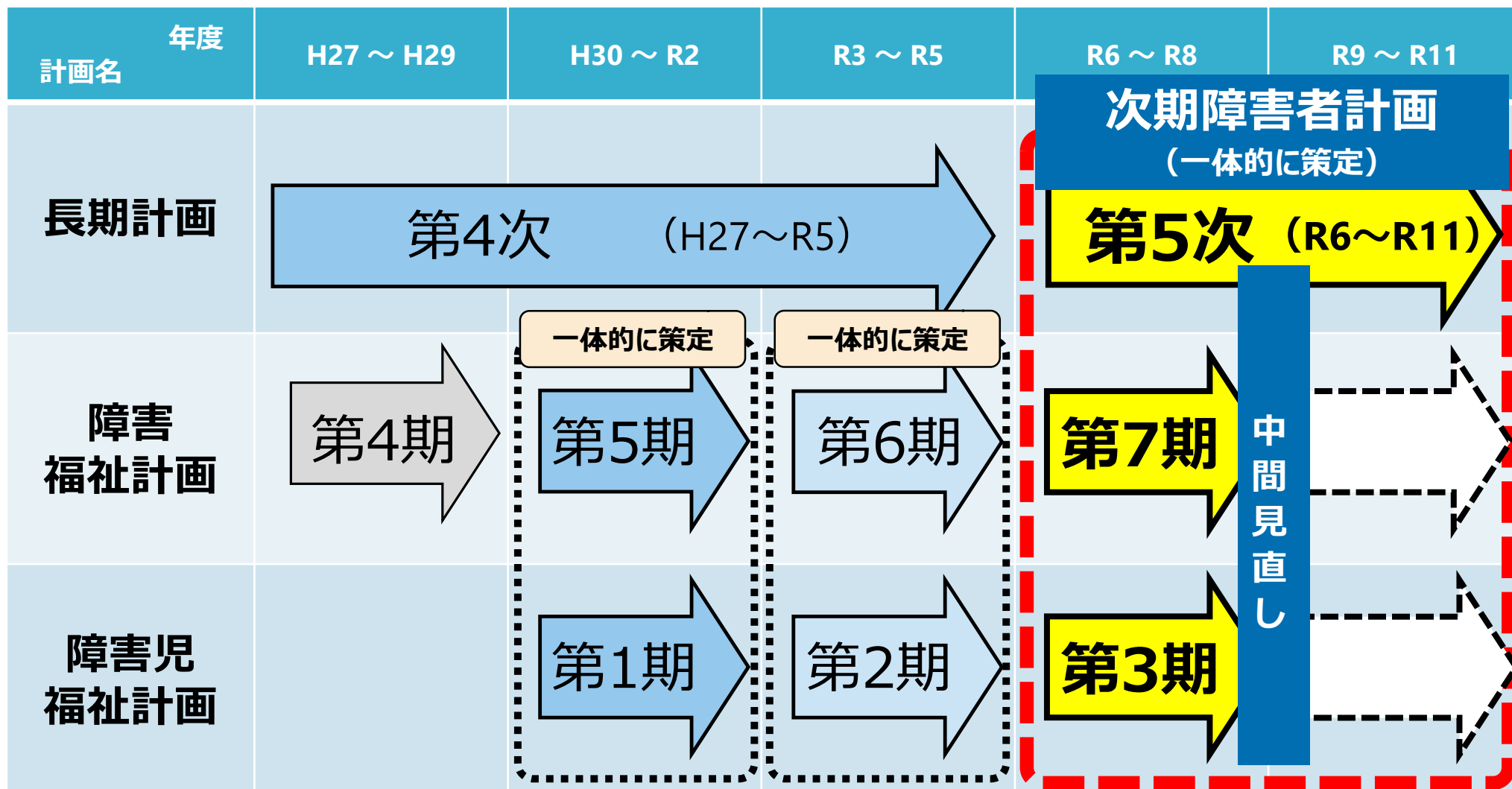
長期計画に係る計画期間を、「9年間」→「6年間」に変更



障害者等を取り巻く制度等の変化、ニーズの多様化を
確実に反映し、障害施策を総合的・効果的に推進

* なお、福祉計画に係る計画期間については、現在、国において、「障害福祉サービス等の報酬改定が福祉計画に及ぼす影響を考慮しつつ、**延長する方向**で検討」されており、今後の国の動向も踏まえ、専門部会での協議のうえ、決定する

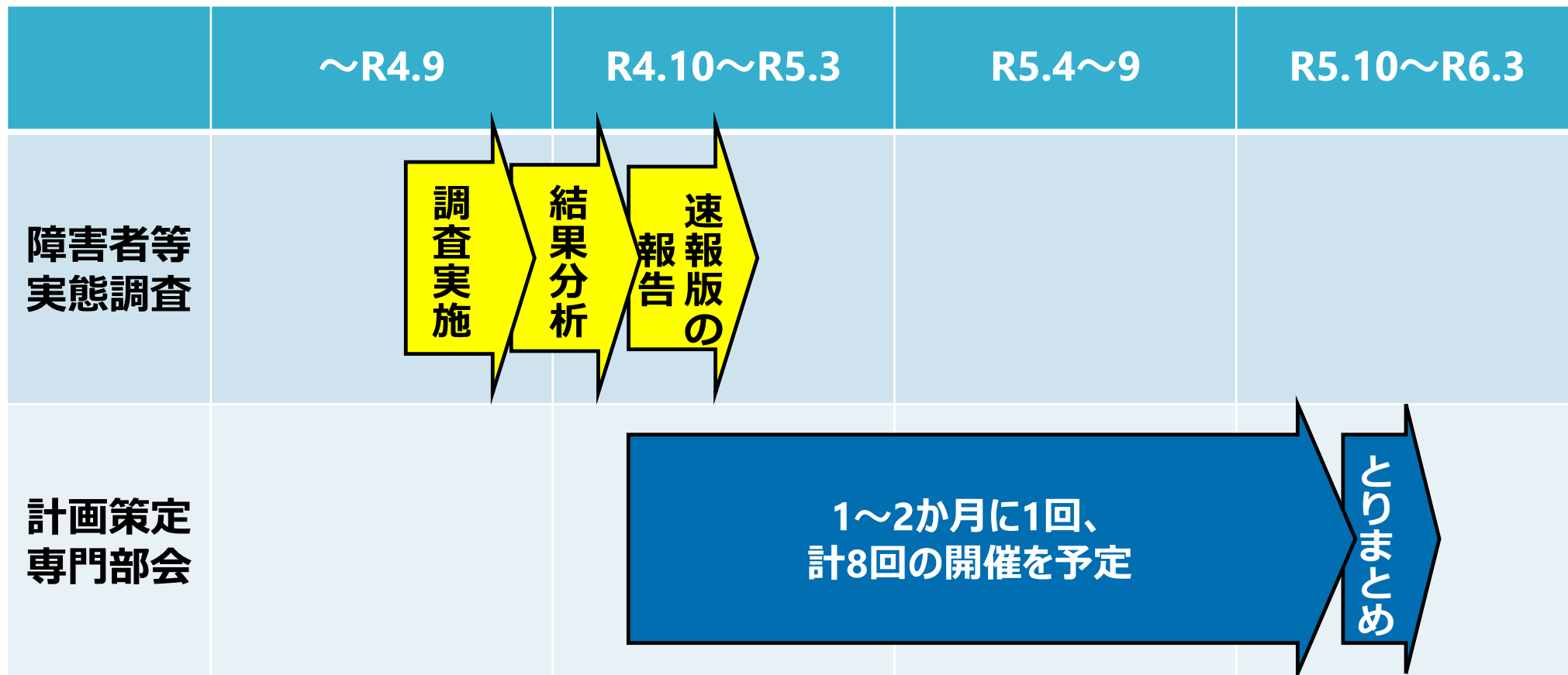
次期障害者計画の計画期間のイメージ図



今後の国の動向等によって、計画期間等は、変更する可能性がある

計画策定専門部会のスケジュール（案）

- 障害者等実態調査の終了後、令和4年度後期以降をめぐり、1～2か月に1回、計7～8回程度の開催を予定



具体的な検討・協議の進め方については、第1回の専門部会でお示しする

【参考】 国の動向について①（長期計画の計画期間等）

- 第4次障害者長期計画は、障害者基本法に基づき、策定しているもの
- 国において、障害者基本法に基づき、障害者基本計画を策定しており、その計画期間は5年間（H30年度～R4年度）である
- その計画期間については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）にて、以下のとおりとされている

- **障害者基本計画（11条1項）の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。**
- **都道府県障害者計画（同条2項）及び市町村障害者計画（同条3項）については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。**

【参考】 国の動向について②（福祉計画の計画期間等）

- 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、策定しているもの
- その計画期間は、国の「基本的な指針」に基づき、3年間としている
- これらの計画については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）にて、以下のとおりとされている

- **これらの計画期間**については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ**延長する方向**で検討し、社会保障審議会での議論を踏まえ、**令和4年度中に結論を得る。**
- **これらの記載内容**については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針の策定の際に**簡素化する方向**で検討し、**結論を得る。**

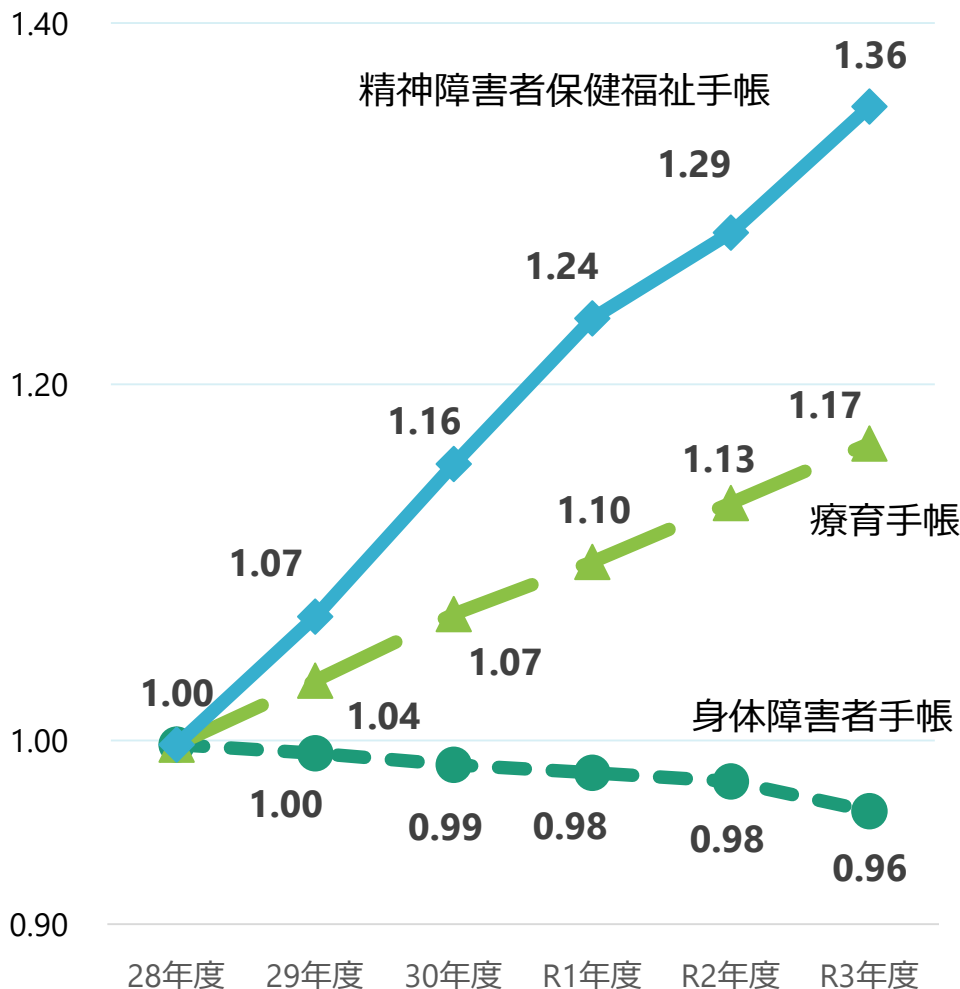
【参考】 障害児・者数の推移①

年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
人口	835,467	831,858	829,088	826,481	824,017	817,441	
手帳所持者数	身障手帳	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760
	対人口比	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%
	療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833
	対人口比	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%
	精神手帳	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890
	対人口比	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%
	合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483
	対人口比	6.3%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.8%

- 身体障害者手帳の所持者数は、微減傾向が続いているが、対人口比では、変わりはない。
- 療育手帳の所持者数は、6年間で約1,300人増加している。対人口比は、微増傾向である。
- 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、6年間で約2,700人以上増加している。対人口比も、増加傾向である。

各年度末の数値、ただし人口は、翌年度4月1日の時点の推計人口
単位：記載がない場合は、（人）

【参考】 障害児・者数の推移②



平成28年度末を1.00とした場合の各年度末の指数の推移

- 平成28年度のそれぞれの数値を1.00とした場合、
 - 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数が上昇している。
 - 特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが大きい。
 - 身体障害者手帳所持者は、微減傾向が続いている。